

北上地区消防組合職員の修学部分休業条例をここに公布する。

平成30年 2 月 19 日

北上地区消防組合  
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第 2 号

北上地区消防組合職員の修学部分休業条例

(別紙のとおり)

## 議案第2号

### 北上地区消防組合職員の修学部分休業条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(規定の準用)

第2条 職員の修学部分休業については、北上市職員の修学部分休業条例（平成28年北上市条例第27号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月19日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋敏彦

提案理由

職員の能力開発を支援するため、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めようとするものである。